

SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク概要

株式会社 SBI 新生銀行

I. SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス実施に際しての長期的なサステナビリティ方針

SBI 新生銀行グループ（以下「当行グループ」という。）は、当行グループのサステナビリティ経営における基本方針として「グループサステナビリティ経営ポリシー」を制定し、サステナビリティ経営に対する当行グループの考え方及び取組みを示している。

本ポリシーに基づき、環境課題に対してポジティブなインパクトをもたらす投融資先及び事業に対するファイナンス施策を一層推進することを目的として、SBI 新生銀行（以下「当行」という。）は、資金の貸し手としてのグリーンファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定した。

II. 適格プロジェクトの設定

1. 新生グリーンファイナンスの対象となる適格プロジェクト

当行グループによるファイナンスのうち、本フレームワークの対象となるプロジェクトは、資金使途が次の[適格プロジェクトの条件]を満たすプロジェクト（以下「適格プロジェクト」という。）とする（条件を満たすプロジェクトの充当資金のリファイナンスを含む。）。さらに、借入人及びプロジェクトのスポンサーが特定の環境課題への対処又は軽減を目指すものであることが望ましい。適格性の判断に際しては、グリーンローン原則と整合性を取り、環境省グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（以下「環境省ガイドライン」という。）等、市場基準も参照する。

[適格プロジェクトの条件]

明確な環境改善効果が認められるプロジェクトであることを前提とし、かつ/又は資金使途が次の表で示す適格プロジェクトの分類のいずれかに該当し、かつ、サステナブルインパクト推進部サステナブルインパクト評価室（以下「サステナブルインパクト評価室」という。）が策定する付属書で定める適格クライテリアがあるときは、当該適格クライテリアを満たすプロジェクトでなければならない。

[適格プロジェクトの分類及び事業例]

適格プロジェクトの事業例は次の表に掲げるものが挙げられるが、この限りでない。

分類	事業例
① 再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none">太陽光発電風力発電水力発電（大規模発電は改修工事・維持管理費のみ対象、中小水力は30MW未満を対象とする。）バイオマス発電（持続可能性が確認されたもの又は廃棄物由来であることが確認されたものに限る。）

	<ul style="list-style-type: none"> • 地熱発電 • 波力・潮力等の海洋再生可能エネルギー等の再生可能エネルギーにより発電を行う事業 <p>※ なお、これらはいずれも環境社会関連許認可の取得、環境影響評価の終了等を前提とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 再生可能エネルギーにより発電された電気を送電する送電線及び貯蔵する蓄電池等を設置し、維持管理、需給調整、エネルギー貯蔵等を行う事業 • 太陽光パネル、送電線、蓄電池等の上記の事業で使用される機器を製造する事業 • 太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱利用を行う事業 • 事務所、工場、住宅、データセンター等で使用する電力の一部又は全てに再生可能エネルギーを使用する事業 • 再生可能エネルギーに資するICTソリューション(維持管理システム、運用システム、最適需給調整等)を提供する事業
<p>② エネルギー効率化 (省エネ設備)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事務所、工場、住宅、データセンター等について、省エネルギー性能の高い建築物の新築又は改修を行う事業 <p>※ BELS、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)等の環境認証取得及びその他省エネルギー性能の高い建築物の新築又は改修(断熱改修を含む。)に関わるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事務所、工場、住宅、データセンター等に省エネルギー性能の高い機器及び設備を導入する事業 • エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド等のエネルギーの面的な有効活用に関する設備を導入する事業 • 省エネルギーに資するICTソリューション(BEMS、HEMS、CEMS、ITS、サプライチェーンマネジメント等)の提供及び省エネ性能の高い通信技術の導入
<p>③ 汚染の防止及び管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 循環経済の実現に当たって、資源確保段階、生産段階、流通段階、使用段階及び廃棄段階の各段階において、ライフサイクル全体での最適化を図る事業 • 有害化学物質の漏えい、揮発、浸透等の防止に係る先進的な設備・技術の導入、代替品の使用等を通じた有害化学物質の環境への排出の抑制 • フロン類の排出抑制に資する製品の設計又は製造等 • 工場等からの排水の高度な処理・再利用、環境改善効果の高い下

	<p>水道施設整備・合流式下水道の改善等に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> • 汚染土壌を処理する事業 • プラスチックごみによる汚染の防止に資する事業 • 水質汚濁物質・大気汚染物質・有害化学物質の排出防止及び管理、廃棄物処理の管理等に資するICTソリューションを提供する事業
④ 自然資源・土地利用の持続可能な管理	<ul style="list-style-type: none"> • 持続可能な農業（有機農業等の環境保全型農業、点滴灌漑等）に関する事業 • 持続可能な漁業及び水産養殖業に関する事業 • 持続可能な森林経営に関する事業 • 自然景観の保全及び復元に関する事業 • 地方自治体等による、又は地方自治体と連携して行われる、都市の緑地の保全・創出、緑のネットワークの形成等の事業 • 自然資源への負荷を削減することに資する事業 • 自然資源・土地利用の持続可能な管理に資するICTソリューション（農林水産資源の持続可能性に関するトレーサビリティシステムを含む。）を提供する事業
⑤ 生物多様性保全	<ul style="list-style-type: none"> • 保護地域、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）等における生態系の健全性の保全・回復を行う事業 • 絶滅危惧種の保全に関する事業（生息域内保全・生息域外保全を含む。） • 侵略的外来種による負の影響の防止・削減に資する事業 • 野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害の緩和に貢献する事業 • 生物多様性保全に資するICTソリューション（衛星、飛行体、IoT等による生態系モニタリング、鳥獣害防止システム、生物多様性データ解析等）を提供する事業
⑥ クリーンな運輸に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> • 電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車等）、鉄道、自転車、ゼロエミッション船（水素燃料電池船、バッテリー船等）の製造・導入、それらを利用するためのインフラの整備等を行う事業 • 計画的な物流拠点の整備、輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化等を通じて物流システムを効率化する事業 • エコドライブの支援のための機器（デジタル式運行記録計等）を導入する事業 • パークアンドライド、カーシェアリング等のための施設を整備する事業

	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な海上輸送に関する事業
⑦ グリーンテクノロジー	<ul style="list-style-type: none"> 炭素除去技術及びエネルギー貯蔵システム
⑧ 持続可能な水資源管理に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> 水源かん養、雨水の土壌浸透等の水循環を保全する事業（地下水保全及びグリーンインフラの整備を含む。） 水害の発生の防止のための施設の整備を行う事業 清浄な水及び飲用水の確保のためのインフラに関する事業（上水道の整備及び海水を淡水化する事業を含む。） 都市排水システムに関する事業（下水システムの整備、下水汚泥管理及び汚染物質の流出を防ぐ都市排水システムを含む。） サプライチェーン全体で水供給を削減する水効率技術・設備・水管理活動
⑨ 気候変動に対する適応に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> 農業・林業・水産業：気候変動に強い作物品種の開発及び導入、環境負荷の低い農業の導入に関する事業等 水環境・水資源：水資源の効率的な活用、渇水対策等の導入に関する事業等 自然生態系：生態系に基づく適応、生態系を活用した防災・減災（ECO-DRR）等のグリーンインフラの整備に関する事業等 自然災害・沿岸域：物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設及び民間不動産における防災・減災機能を強化する事業等 健康：気象情報及び暑さ指数（WGBT）の提供及び注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供、冷房・除湿器の導入及びクールスポットの創出（日除け、ミスト等）に関する事業等 産業・経済活動：事業所における気象災害対策、気候リスクの高いエリアからの移転、暑熱対策、原材料の安定確保に係る取組み等、事業の持続可能性を確保するための事業等 国民生活・都市生活：内水氾濫等の防止に向けた下水道施設の整備、施設の損壊等に伴う減断水が発生した場合における迅速で適切な応急措置及び復旧が行える体制の整備に関する事業等 気象観測、監視及び早期警戒システムに関する事業並びに気候変動への適応に資するICTソリューションを提供する事業
⑩ サーキュラー・エコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した製品を製造する事業 温室効果ガス削減に資する技術及び製品の研究開発・実証等に関する事業

ス及び環境配慮製品に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能、リサイクル可能、リファービッシュ素材及び部品、製品、サーキュラー・ツール及びサービス、並びにエコ認証された製品の設計及び導入
⑪ グリーンビルディングに関する事業	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の省エネルギー性能のみならず、ライフサイクルでの温室効果ガス排出削減、環境負荷の低い資材の使用、水使用量、廃棄物管理、生物環境の保全・創出等の考慮事項に幅広く対応しているグリーンビルディングについて、国内基準に適合又はCASBEE、LEED等の国内外で幅広く認知されている環境認証制度において高い性能を示す環境認証を取得してその新築又は改修を行う事業

2. プロジェクトに係るネガティブな影響の確認及び緩和プロセス

適格プロジェクトが有する潜在的に重大な環境・社会的リスクの有無を評価することとし、潜在的に重大なリスクがあるときは、適切な緩和策が講じられており、本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の環境改善効果）と比べ過大でないことについて個別に評価する。

環境・社会に対する潜在的リスクの評価においては、原則として「責任ある投融資に向けた取組方針」及び赤道原則に即した社内の環境・社会的リスク評価プロセスに準じて、環境省等の官公庁から発行される各種ガイドライン並びに官公庁及び公的機関が定める環境影響評価に関する指針等を踏まえ、必要なレビュー及びデューデリジェンスを行うことで、ネガティブな影響の評価項目を特定する。環境・社会的リスクの評価に当たり、客観的な評価が必要と判断するときは、必要に応じ、知見を有する外部専門家に照会し、判断材料とする。

(a) 赤道原則適用対象案件

赤道原則に準拠していることを確認する。

(b) 赤道原則適用対象外案件

サステナブルインパクト評価室が環境・社会的リスク評価に使用するチェックリストを用いて、潜在的リスク及びリスク緩和策の適切性を評価する。ただし、適格プロジェクトの性質から、潜在的なリスクの程度が低いと想定されるとき、又はプロジェクトに対する赤道原則に即した環境・社会的リスクが実務上困難なときは、赤道原則に即した社内の環境・社会的リスク評価プロセスを行わず、特定された環境・社会リスクを中心に借入人、スポンサー、適格プロジェクトを運営するアセットマネージャー等の環境・社会リスクマネジメント体制、デューデリジェンス体制等を確認することとする。

(c) 「責任ある投融資に向けた取組方針」に定める留意取引に該当する案件

サステナブルインパクト評価室が適格プロジェクトの環境及び社会に配慮した取組みの実施状況を確認する。

上記に加えて、適格プロジェクトが追求するインパクト領域に関わりうるプロジェクト自体において、

又は借入人若しくはスポンサーの不祥事等のインシデントが発生しているときは、サステナブルインパクト評価室は当該インシデント及びこれに関連する適格プロジェクトの環境社会マネジメント体制に対する評価を、本フレームワークとの適合性判断に勘案することとする。

3. 借入人及びスポンサーのサステナビリティ戦略

借入人及びスポンサーが掲げる全社的な企業理念、サステナビリティ目標及び戦略、規準、社内体制等（中期経営計画及びサステナビリティポリシーを含む。）の確認を行う。適格プロジェクトに関して、借入人及びスポンサー自らが想定している持続可能な社会、その実現のために自社として取り組むべき課題及び解決するために自社として提供できる価値、提供できる価値及びそこから生まれる環境・社会に対するインパクトと自社の企業理念及び方針との整合性等について対話を通じて確認する。

特に、現時点ではサステナビリティ及び ESG の取組みに対する評価が低い企業並びに市場関係者によって意見が分かれるセクター及び技術へのエクスポージャーを持つときは、サステナビリティに係る包括的な目標、その目標達成に向けたトランジションに関する計画を含む全社的な戦略、並びに自社事業に関連する潜在的な環境・社会的リスクのマネジメントプロセス及びマネジメントのケイパビリティについてもヒアリングを行い、借入人及びスポンサーのサステナビリティに係る対話を実施する。

4. 運用モニタリング

本フレームワークに基づきファイナンスされる資金については、次の 1) から 3) までについて当行グループが適切にモニタリングできることを確認する。

1) 資金使途

全てのファイナンスが実行されるまでの間、実行金が確実に適格プロジェクトに充当されることを確認できる体制を確保するために、貸付契約等において次の（ア）から（エ）までを例とする必要な手当てがなされていることを確認する。

（ア）実行金の適格プロジェクト専用口座への入金

（イ）（専用口座でない場合）実行金の入出金に係る口座明細の徴求

（ウ）プロジェクトコストに係る証ひょうの徴求

（エ）貸付契約書における資金使途に係る誓約条項規定 等

なお、実行金の全部又は一部がリファイナンスに充当されるときは、リファイナンス時点においてプロジェクトが適格プロジェクトの条件を充足していることを適格性の要件とする。

2) 環境的な目標及びインパクト・レポート

ファイナンスに際しては、借入人が適格プロジェクトで実現しようとする環境的な目標（誰が、どのように便益を受けることができるのか）についての説明を求める。また、プロジェクトが持続的に期待された環境的な効果を生み出しているかを評価するために、パフォーマンス指標（アウトプット指標又はアウトカム指標）の使用を求め、可能な限り定量的な指標（例えば、再生可能エネルギーによる発電電力量、CO2 排出量の削減量又は回避量、エネルギー使用量の削減量、大気汚染物質の削減

量、次世代自動車の割合等) が用いられること、並びにパフォーマンス指標をその算定方法及び前提条件とともに開示することを求める。パフォーマンス指標の選定に際しては、ICMA、LMA、官公庁等が公表する各種資料を参考とする。

3) プロジェクトに付随するネガティブな影響

適格プロジェクトが環境及び社会に対しネガティブな影響をもたらす可能性があり、その影響が回避できないとき、並びにファイナンス実行に当たりその潜在的なリスクが適切に最小化され、緩和策が講じられているときでも、ネガティブな影響が想定以上に顕在化していないかモニタリングすることとする。

5. 借入人及びスポンサーとの対話

プロジェクトの適格性判断時(評価付与に向けた面談、書面での質疑応答等)、及びグリーン評価後(評価内容のフィードバック、運用モニタリング時等)、Ⅲ1.で掲げるフロント関連部署又は専門部署は、必要に応じて次に例示する内容について対話を通じて確認を行うこととする。なお、サステナブルインパクト評価室が対話を行うときは、特にプロジェクトの適格性判断に当たってのサステナブルインパクト評価室の独立性を確保し、評価における公平性及び客観性に影響を及ぼさないように十分に注意することとする。

1) プロジェクトのグリーン適格性に関する確認

- ・ 借入人が当該プロジェクトを通じて対処又は軽減を目指す環境課題及びその方針(Ⅱ1.)
- ・ 当該プロジェクトに関する環境社会マネジメント体制・取組み(Ⅱ2.)
- ・ 当該プロジェクトと借入人及びスポンサーのサステナビリティ戦略との整合性(Ⅱ3.)
- ・ 運用モニタリング時、当該プロジェクト並びに借入人及びスポンサーにおいて、環境・社会面のネガティブな影響が顕在化した、又はその懸念が生じたときは、当該ネガティブな影響の規模・深刻度等(Ⅱ4.)

2) プロジェクトのポジティブインパクト創出及びネガティブインパクトマネジメントの蓋然性を高め、借入人及びスポンサーに貢献することを目的とした対話

- ・ 国内外でのサステナブルファイナンスの潮流の共有、並びに借入人及びスポンサーのサステナブルファイナンスへの取組みに対する示唆
- ・ 借入人及び当該プロジェクトの業界全体及び同業他社における国内外のサステナビリティの潮流の共有、並びに借入人のサステナビリティ及びインパクトマネジメントに関する取組みへの示唆及びアドバイス(評価内容のフィードバックもこれに含む。)
- ・ その他、評価時の対話で得られた、サステナブルインパクト評価以外の領域に資する還元

6. 除外リスト

適格プロジェクトが本フレームワークの1.に記載する適格プロジェクトの条件を満たすものであっても、「グループサステナビリティ経営ポリシー」及び「責任ある投融資に向けた取組方針」において禁止される取引に該当するときは、当行グループはかかる投融資を行わない。

また、適格プロジェクト以外の事業も含む借入人及びスポンサー等の企業活動において、明らかなガバナンス体制の欠如等により環境・社会に重大な悪影響を及ぼす懸念があるときは、サステナブルインパクト評価室はかかる懸念を本フレームワークとの適合性判断に勘案する。

III. 適格プロジェクトの選定基準及びプロセス

1. プロジェクトの選定関与者

機能	部署名	2.のプロセスにおける役割
フロント関連部署	(対外非公表)	<ul style="list-style-type: none"> 候補プロジェクトの選定 借入人窓口として、必要な情報の入手及びサステナビリティ戦略等に係る対話の実施 プロジェクトに係る期中モニタリング及び借入人との対話
審査関連部署	(対外非公表)	<ul style="list-style-type: none"> ファイナンスの審査の実施
専門部署	サステナブルインパクト推進部	<ul style="list-style-type: none"> フロント関連部署へのアドバイスの提供 サステナビリティ戦略等に係る対話の実施
	サステナブルインパクト評価室	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトのグリーン性の判断 本フレームワーク又は/及びグリーンローン原則等への準拠の確認 プロジェクトの環境・社会リスク評価 サステナビリティ戦略等に係る対話の実施 本フレームワークの見直し
企画関連部署	(対外非公表)	<ul style="list-style-type: none"> 「グループサステナビリティ経営ポリシー」及び「責任ある投融資に向けた取組方針」の見直し

2. プロジェクト選定プロセス

1) プロジェクトのグリーン性に係る判断を行うプロセス

本フレームワーク適用の候補となるプロジェクトの選定は、本フレームワークに定める適格プロジェクトの条件を参考にフロント関連部署が行う。サステナブルインパクト評価室は、フロント関連部署が候補として選定したプロジェクトについて適格性を判断するものとし、判断に際して客観的な評価が必要と判断するときは、必要に応じ、外部専門家に照会する。

2) 本フレームワーク等への適合性を確認するプロセス

フロント関連部署はサステナブルインパクト推進部からのアドバイスを踏まえ、当該プロジェクトへのファイナンスが本フレームワークに適合したものとなるように、借入人及びスポンサーと対話を行う。サステナブルインパクト評価室は、当該ファイナンスの「本フレームワーク」又は/及び「グリーンローン原則」への適合性を確認し、サステナブルインパクト評価室員のみで構成される評価会議において最終判断する。

3) プロジェクトの環境・社会的リスク評価に係るプロセス

プロジェクトの環境・社会的リスク評価（「責任ある投融資に向けた取組方針」並びに赤道原則に係る行内規程及びガイドラインを遵守しているかの確認を含む。）は、フロント関連部署から提出される情報をもとに、サステナブルインパクト評価室がこれを行う。サステナブルインパクト評価室は、客観的な評価が必要と判断するときは、必要に応じ、外部専門家に照会する。

4) ファイナンスの審査を行うプロセス

フロント関連部署に対するけん制機能を果たす観点から、適格プロジェクトへのファイナンスに関する審査業務は各審査関連部署がこれを行う。

5) 最終的にファイナンスを決定（承認）するプロセス

ファイナンスの最終判断は、社内規程の定めるところによる。

IV. 新生グリーンファイナンス実行に際しての前提条件

- ・ 本フレームワークに定める当行のプロジェクト選定・承認プロセスを経ていること。
- ・ リスク評価において、環境及び社会に及ぼしうる影響を特定し、必要な対応策を講じていること。
- ・ 赤道原則の対象となるプロジェクトのときは、赤道原則を遵守していること。
- ・ 「責任ある投融資に向けた取組方針」に定める留意取引に該当するときは、環境社会レビューを経ていること。
- ・ 当行所定の審査を経ていること。
- ・ 適格プロジェクト以外の事業も含む借入人等の企業活動において、明らかなガバナンス体制の欠如等により適格プロジェクトにかかわらず環境・社会に重大な悪影響を及ぼす懸念がある場合はグリーン評価を付与しないときがある。

以上

制定：2020年5月12日

改訂：2024年12月27日